

○土地区画整理組合事業資金貸付規則

昭和四十二年二月十日

宮城県規則第五号

土地区画整理組合事業資金貸付規則をここに公布する。

土地区画整理組合事業資金貸付規則

(趣旨)

第一条 この規則は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条第二項に規定する土地区画整理組合(以下「組合」という。)が施行する土地区画整理事業(以下「事業」という。)に要する事業資金(以下「資金」という。)の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(平六規則九六・一部改正兵)

(資金の貸し付け)

第二条 知事は、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号。以下「法」という。)第一条第四項第一号に規定する事業を施行し、かつ、次に掲げる要件を具備する組合に対し、予算の範囲内で資金を貸し付ける。

一 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令(昭和四十一年政令第百二十二号。以下「政令」という。)第十七条第二号に定める基準に適合すること。

二 事業施行地区が現存市街地に隣接又は接近しており、かつ、事業完了後早急に当該地区の住宅市街地化が予想されること。

2 前項の資金の貸付けは、同項の事業に要する費用のうち、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用について行う。

(平六規則九六・平一三規則一三・平一四規則一〇三・平二十九規則四十六・一部改正)

(貸付金の額)

第三条 一の組合に対して貸し付ける貸付金の総額は、当該事業に係る土地区画整理法施行令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用の額を合計した額の二分の一に相当する額以内の額とし、かつ、次の各号に定める額の合計額の二分の一に相当する額を超えない額とする。

一 施行地区の面積に一平方メートル当たり一万百円(丘陵地等で大規模な整地工事を必要とする事業の場合にあつては、一平方メートル当たり一万六千七百円を限度として知事が定める額)を乗じて計算した額

二 前号の規定により計算して得た額を次の表の上欄に掲げる額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次適用し

て計算した額の合計額

五千万円以下の額	百分の六・五
五千万円を超え一億円以下の額	百分の五・五
一億円を超え三億円以下の額	百分の三・五
三億円を超え五億円以下の額	百分の二・〇
五億円を超え十億円以下の額	百分の一・〇
十億円を超える額	百分の〇・五

2 一以上の住区(一ヘクタール当たり百人から三百人を基準として約一万人が居住することができる地区で、住宅市街地を構成する単位となるものをいう。)により構成される住宅市街地が新たに造成される土地区画整理事業(新たに造成される住宅市街地の面積が施行地区の面積の七十パーセント以上を占めるものを除く。)について前項第一号の金額を算定するときは、同号中「施行地区の面積」とあるのは「施行地区のうち住宅市街地に係る部分の面積」と読み替えるものとする。

3 一の組合に対して一年度に貸し付ける貸付金の額は、当該組合の当該年度における収支不足額以内の額とする。

(昭五四規則六二・全改、昭五五規則三六・昭五六規則六六・昭五七規則五四・昭五八規則三〇・昭五九規則五六・昭六〇規則二三・昭六一規則四七・昭六二規則三五・昭六三規則二四・平元規則六三・平二規則四九・平五規則三・平六規則九六・平九規則一・平一三規則一三・平一三規則一〇五・平一四規則一〇三・一部改正)

(貸付金の利子)

第四条 貸付金は、無利子とする。

(償還期間及び償還方法)

第五条 貸付金の償還期間(据置期間を含む。)は、法第二条第五項に規定する期間の範囲内において、組合の事業施行状況、資金状況等を勘案して、組合ごとに知事が定める期間とする。

2 貸付金の償還は、毎年度九月二十日及び三月二十日(これらの日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日)を償還期日とする均等半年賦償還の方法による。

(昭五四規則六二・平六規則九六・平九規則一・平一三規則一三・一部改正)

(貸し付け申請手続)

第六条 資金の貸し付けを受けようとする組合は、組合等資金貸付金貸付申請書(様式第一号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければ

ならない。

一 組合等資金貸付金事業計画書(様式第二号)

二 組合等資金貸付金資金計画書(様式第三号)

三 組合等資金貸付金償還計画書(様式第四号)

四 貸し付けを受けることを議決した総会又は総代会の議事録謄本

五 貸し付けの申請をした日の属する事業年度の収支予算書及び前事業年度の収支決算書

(平一三規則一三・一部改正)

(借用証書)

第七条 貸付けの決定を受けた組合(以下「借受者」という。)は、速やかに組合等資金貸付金借用証書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

(昭五四規則六二・平一三規則一三・一部改正)

(保証人)

第八条 借受者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、借受者の理事である者全員とする。

3 知事は、必要と認めるときは、前項の理事以外の者を保証人に立てさせることがある。

4 知事は、資金を貸し付けた後に、保証人が貸付金債権を保全するに適当でないと認めたときは、借受者に保証人の変更を命ずることがある。

(担保)

第九条 知事は、借受者又はその連帯保証人に対し、担保を提供させるものとする。ただし、当該借受者の施行地区を管轄する市町村が当該貸付けによつて県に生じた損失を補償する旨の契約を締結している場合又は知事がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の担保は、貸付金額以上の評定価額を有すると知事が認める土地又は建物でなければならない。

3 知事は、第一項の担保の評定価額が減少し、貸付金債権の保全上支障があると認めた場合には、借受者又はその連帯保証人に対し、増担保を提供させ、又は担保を変更させることがある。

(昭四三規則二七・追加、平一四規則一〇三・一部改正)

(償還期限の延長)

第十条 知事は、借受者が災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により保留地処分の見込がないとき又は当初計画に対して保留地処分収入が著しく減少したときは、その申請に基づき貸付金の償還期限を延長することがある。

(昭四三規則二七・旧第九条繰下)

(償還期限の繰上げ)

第十一条 知事は、借受者が政令第三十条第一号の規定に該当するときは、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰上げて償還させる。

(昭四三規則二七・旧第十条繰下、平六規則九六・平二十九規則四十六・一部改正)

(加算金の徴収)

第十二条 知事は、政令第三十条第一号イ又はハの規定に該当し、前条の規定により償還期限を繰り上げて償還させられた借受者からは、政令第二十九条第一項に規定する加算金を徴収する。

(昭四三規則二七・旧第十一条繰下、平六規則九六・平二十九規則四十六・一部改正)

(延滞金の徴収)

第十三条 知事は、貸付金の償還を怠った借受者からは、政令第三十条第三号に規定する延滞金を徴収する。

(昭四三規則二七・旧第十二条繰下、平六規則九六・平二十九規則四十六・一部改正)

(届出)

第十四条 借受者は、次の各号の一に掲げる場合には、直ちに知事に届け出なければならない。

- 一 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
- 三 事業計画を変更(軽微な変更を除く。)しようとする場合

(昭四三規則二七・旧第十三条繰下)

(指示)

第十五条 知事は、前条の届出を受けた場合又は事業の進捗が不十分であると認めた場合は、必要な指示をするものとする。

(昭四三規則二七・旧第十四条繰下)

(事業実績報告等)

第十六条 借受者は、毎年六月二十日までに前事業年度の事業実績を、事業が完了したときは、事業完了の日から三十日以内に現事業年度の事業実績を、事業実績報告書(様式第六号)により知事に報告しなければならない。これらの場合においては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 組合等資金貸付金実績報告書(様式第七号)
- 二 組合等資金貸付金施行者別事業資金調書(様式第八号)

三 事業の進捗ちよく状況を示す図面

(平六規則九六・全改、平一三規則一三・一部改正)

(経理の明確化等)

第十七条 借受者は、貸付金を他の経理と区分して経理し経理の状況を明確にするとともに貸付金の償還が終るまでその関係書類を整理保存しておかなければならない。

(昭四三規則二七・旧第十六条繰下)

(書類の提出部数等)

第十八条 この規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類の提出部数は、それぞれ五部とし、施行地区の所在する市町村長を経由して提出しなければならない。

(昭四三規則二七・旧第十七条繰下、昭五四規則六二・旧第十九条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前に貸し付けた土地区画整理組合事業資金は、この規則により貸し付けた土地区画整理組合事業資金とみなす。

様式第 1 号(第 6 条関係)

(平 13 規則 13・全改、平 13 規則 105・平 14 規則 103・平 29 規則 46・一部改正)

組合等資金貸付金貸付申請書

様式第 2 号(第 6 条関係)

(平 13 規則 13・全改)

組合等資金貸付金事業計画書

様式第 3 号(第 6 条関係)

(平 13 規則 13・全改)

組合等資金貸付金資金計画書

様式第 4 号(第 6 条関係)

(平 13 規則 13・全改)

組合等資金貸付金償還計画書

様式第 5 号(第 7 条関係)

(平 13 規則 13・全改、平 13 規則 105・平 14 規則 103・平 29 規則 46・一部改正)

組合等資金貸付金借用証書

様式第 6 号(第 16 条関係)

(昭 43 規則 27・一部改正，昭 54 規則 62・旧様式第 8 号繰上・一部改正，平元規則 20・一部改正)

土地区画整理組合事業資金借受事業実績報告書

様式第 7 号(第 16 条関係)

(平 13 規則 13・全改)

組合等資金貸付金実績報告書

様式第 8 号(第 16 条関係)

(平 13 規則 13・全改)

組合等資金貸付金施行者別事業資金調書

附 則(昭和四三年規則第二七号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の土地区画整理組合事業資金貸付規則第九条、様式第一号及び様式第七号の規定は、昭和四十三年四月一日以後に貸付けを決定する土地区画整理組合事業資金から適用する。

附 則(昭和四五年規則第七五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五四年規則第六二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年規則第三六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五六年規則第六六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第五四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の土地区画整理事業資金貸付規則の規定により資金の貸付けを受けている土地区画整理組合に対する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和五八年規則第三〇号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の土地区画整理組合事業資金貸付規則の規定により事業資金の貸付けを受けている土地区画整理組合に対する事業資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和五九年規則第五六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の土地区画整理組合事業資金貸付規則の規定により事業資金の貸付けを受けている土地区画整理組合に対する事業資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和六〇年規則第二三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の土地区画整理組合事業資金貸付規則の規定により事業資金の貸付けを受けている土地区画整理組合に対する事業資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和六一年規則第四七号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地区画整理組合事業資金貸付規則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和六十一年三月三十一日までに、新たに貸付対象事業とする決定がなされたものに係る事業資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和六二年規則第三五号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地区画整理組合事業資金貸付規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和六十二年三月三十一日までに新たに貸付けの決定がなされた土地区画整理組合に対する事業資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和六三年規則第二四号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地区画整理組合事業資金貸付規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和六十三年三月三十一日までに新たに貸付けの決定がなされた土地区画整理組合に対する事業資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成元年規則第二〇号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条から第百十三条までの規定による改正前のこれらの規定に規定する各規則及び各県令(以下「規則等」という。)の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規則等の規定によるものとみなす。

附 則(平成元年規則第六三号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地区画整理組合事業資金貸付規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成元年三月三十一日までに新たに貸付けの決定がなされた土地区画整理組合に対する事業資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成二年規則第四九号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地区画整理組合事業資金貸付規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成二年三月三十一日までに新たに貸付けの決定がなされた土地区画整理組合に対する事業資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成五年規則第三号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地区画整理組合事業資金貸付規則の規定は、平成五年一月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成四年十二月三十一日までに新たに貸付けの決定がなされた土地区画整理組合に対する事業資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成六年規則第九六号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地区画整理組合事業資金貸付規則の規定は、平成五年十一月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成五年十月三十一日までに新たに貸付けの決定がなされた土地区画整理組合に対する事業資金の貸付けについては、なお従前の例による。

- 3 改正前の規定による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

附 則(平成九年規則第一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に貸し付けられている事業資金については、なお従前の例による。

附 則(平成一三年規則第一三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に貸し付けられている事業資金については、なお従前の例による。

附 則(平成一三年規則第一〇五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に貸し付けられている事業資金については、なお従前の例による。

附 則(平成一四年規則第一〇三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に貸し付けられている事業資金については、なお従前の例による。

附 則(平成二十九年規則第四十六号)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に貸し付けられている事業資金については、なお従前の例による。

—————
○利率等の表示の年利建て移行に関する規則(抄)

昭和四十五年十月二十日

宮城県規則第七十五号

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第二十六条 規則の規定に定める延滞利子、違約金その他これらに類するものの額の計算につき当該規則の規定に定める年当たりの割合は、閏^{じゅん}年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。ただし、当該規則の特別の定めがある場合は、この限りでない。